

2022年2月14日

各 位

会社名 株式会社 東京通信
代表者名 代表取締役社長CEO 古屋 佑樹
(コード番号：7359 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 村野 慎之介
(TEL. 03-6452-4523)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、定款の一部を変更することを決議し、2022年3月28日開催予定の第7回定時株主総会において付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- (2) 株主総会参考書類等の電子提供措置が認められたため、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供をとる旨を定めるものです。
- (3) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」が成立し、新たに上場会社に場所の定めのない株主総会の開催が認められました（2021年6月16日施行）。多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化及び円滑化につながることから、場所の定めのない株主総会の開催を可能とする所定の変更を行うものです。
- (4) その他、法令の表現に合わせた文言の整備、字句の修正及び条数の変更等を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月28日（月曜日）
定款変更の効力発生日	2022年3月28日（月曜日）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的)	第2条 (目的)
当社は、次の事業を営むことを目的とする。	当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) インターネットのアプリケーションの企画、開発および販売	(1) インターネットのアプリケーションの企画、開発 <u>及び</u> 販売
(2) コンピュータソフトウェア、Web システムの企画、開発および販売	(2) コンピュータソフトウェア、Web システムの企画、開発 <u>及び</u> 販売
(3) インターネットを利用した通信販売業務	(3) インターネットを利用した通信販売業務
(4) 広告業 <u>および</u> 広告代理業	(4) 広告業 <u>及び</u> 広告代理業
(5) 前各号に掲げる業務に関するコンサルティング業務の受託	(5) 前各号に掲げる業務に関するコンサルティング業務の受託
(6) 有価証券の取得 <u>および</u> 保有	(6) 有価証券の取得 <u>及び</u> 保有
(7) 有価証券以外を対象とする投資業務	(7) 有価証券以外を対象とする投資業務
(8) 前各号に <u>付帯または</u> 関連する一切の業務	(8) 前各号に <u>付帯又は</u> 関連する一切の業務
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
第4条 (機関)	第4条 (機関)
当社は、株主総会 <u>および</u> 取締役のほか、次の機関を置く。	当社は、株主総会 <u>及び</u> 取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(削除)
(3) <u>監査役会</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第8条 (条文省略)	第6条～第8条 (現行どおり)
第9条 (単元未満株式についての権利)	第9条 (単元未満株式についての権利)
当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。	当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て <u>および</u> 募集新株予約権の割当てを受ける権利	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て <u>及び</u> 募集新株予約権の割当てを受ける権利

現行定款	変更案
<p>第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第11条（株式取扱規程） 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条（基準日） 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2.（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条（招集） 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 (新設)</p> <p>第14条（招集権者および議長） (条文省略)</p> <p>第15条（決議） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2.（条文省略）</p>	<p>第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第11条（株式取扱規程） 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条（基準日） 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条（招集） 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2. <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第14条（招集権者及び議長） (現行どおり)</p> <p>第15条（決議） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2.（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>第 16 条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主<u>または</u>その代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第 17 条（株主総会参考書類等のインターネットによる開示とみなし提供）</p> <p><u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条（取締役の員数）</p> <p>当会社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>第 19 条（取締役の選任）</p> <p>（新設）</p> <p>当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第 16 条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主<u>又は</u>その代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>（削除）</p> <p>第 17 条（株主総会資料の電子提供措置）</p> <p><u>当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第 325 条の 2 に定める電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条（取締役の員数）</p> <p>当会社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>第 19 条（取締役の選任）</p> <p><u>当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第20条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>当社は、取締役会決議により、取締役の中から代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長とする。</p> <p>2. 代表取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役の中から会長、副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。</p> <p>第22条（条文省略）</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>(条文省略)</p>	<p>3. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>5. 選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第20条（取締役の任期）</p> <p>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>当社は、取締役会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長とする。</p> <p>2. 代表取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>第22条（現行どおり）</p> <p>第23条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 24 条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役<u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 25 条～第 26 条（条文省略）</p> <p>第 27 条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>第 28 条（監査役の員数）</p> <p><u>当会社の監査役は、3 名以内とする。</u></p> <p>第 29 条（監査役の選任方法）</p> <p><u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 30 条（監査役の任期）</p> <p><u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員として選任された監査役の任期は、前任者または他の在任監査役の任期の満了の時までとする。</u></p>	<p>第 24 条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条（現行どおり）</p> <p>第 27 条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第 28 条（重要な業務執行の委任）</u></p> <p><u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>第 31 条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 32 条 (監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、 <u>任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、 <u>監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></u></p>	(削除)
<p><u>第 33 条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第 34 条 (監査役会の決議方法等)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条 (監査役会規程)</u> <u>当社の監査役会の運営に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条 (監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 29 条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>第40条 (期末配当)</p> <p>当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を行う。</p> <p>第41条 (中間配当)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) を行うことができる。</p> <p>第42条 (配当金の除斥期間)</p> <p>期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</p>	<p><u>第30条 (監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第31条 (常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>第35条 (期末配当)</p> <p>当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を行う。</p> <p>第36条 (中間配当)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) を行うことができる。</p> <p>第37条 (配当金の除斥期間)</p> <p>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	附則
(新設)	<p><u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p>
	<p>当社は、<u>会社法第426条第1項の規定に基づき、第7回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、第7回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、現行定款第32条（監査役の責任免除）の定めるところによる。</u></p>
(新設)	<p><u>第2条（株主総会の招集に関する経過措置）</u></p>
	<p>現行定款第13条（招集）の変更は、<u>当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>
(新設)	<p><u>第3条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p>
	<p>現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネットによる開示とみなし提供）の削除及び変更定款第17条（株主総会資料の電子提供措置）の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行日から6か月以内の日</u>に開催する株主総会については、<u>現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネットによる開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本条は、当該施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>